

再 評 価 調 査 書

I 事業概要					
事業名	林道事業（過疎山村地域代行林道事業）				
地区名	和田田代線				
事業箇所	新城市作手保永字南向 他 地内				
事業のあらまし	<p>本路線は新城市の西北部（旧作手村）に位置し、「国道 301 号線」を起点とし、「県道作手清岳新城線」を終点とする幹線的な林道である。</p> <p>豊富な森林資源を有する当地域において、林道を開設することにより、経済的かつ効率的に森林整備を進め、森林の持つ水源涵養機能や災害防止機能などの多面的機能を高めるとともに木材の生産性を向上させることを目的としている。</p>				
事業目標	<p>【達成（主要）目標】 林道を開設することにより、事業着手後、間伐等の森林整備を1年当り利用区域面積（229ha）の2%を実施する。</p> <p>【副次目標】（必要に応じて記載する） —</p>				
計画変更の推移		事前評価時	再評価時	変動要因の分析	
	事業期間	H26～H33	H26～H36	延長の修正に伴う工事期間の延長によるもの。	
	事業費（億円）	5.1億円	5.1億円		
	経費内訳	工事費	5.1億円	5.1億円	
		用補費			
その他					
事業内容	林道開設 延長 5,000m 幅員 4.0m	林道開設 延長 5,500m 幅員 4.0m	詳細な測量の結果、延長を修正したもの。		
II 評価					
①事業の必要性の変化	1) 必要性の変化	<p>【事前評価時の状況】 本路線の利用区域内には森林整備の実施が必要な森林が多いが、路網整備がなされていないため森林整備が進まない状態にある。</p> <p>【再評価時の状況】 林道の開設に伴い順次森林整備が実施されており、開設の効果が発揮されつつある。未開設の区域については依然として路網整備実施の必要性がある。</p> <p>【変動要因の分析】 特に大きな変動要因はない。</p>			
	判定	B	<p>A： 事業着手時に比べ必要性が増大している。 B： 事業着手時に比べ必要性にほとんど変化がない。 C： 事業着手時に比べ必要性が著しく低下している。</p> <p>※事業着手時と比較することが適当ではないと判断される場合は、「事業着手時」を「前回評価時」に置き換えることができる。</p>		
		<p>【理由】 現地の状況及び林業をとりまく状況に大きな変化がないため。</p>			

②事業の進捗状況及び見込み	1) 進捗状況	【事業計画及び実績】												
			H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	
	工種区分	調査・設計	←											→
		工事												
		・林道開設工事		←										→
	事業費(億円)	当初計画		3.0				2.1						
		実績		2.4										
		今回計画		2.4								2.7		
		【進捗率】												
			これまでの計画に対する達成状況						全体進捗状況					
		計画	実績	達成率(%)	計画	進捗率(%)								
		【①】	【②】	【②÷①】	【③】	【②÷③】								
	延長(km)	3.2	2.6	81.3	5.5	47.3								
	事業費(億円)	3.0	2.4	80.0	5.1	47.1								
	工事費	3.0	2.4	80.0	5.1	47.1								
	用地費													
	その他													
	【施工済みの内容】													
	林道開設 延長 2,572m、幅員 4.0m													
	2) 未着手又は長期化の理由	林道開設工事は途中で交差する道路もなく、自ら開設した林道を進入路としながら片押し施工するため多区間で集中的な工事ができず、工期短縮を図ることは困難であることから、全線開通までに長期を要する。												
	3) 今後の事業進捗の見込み	【阻害要因】 急峻な地形であるため施工が困難であり相当の工期を要するため、年度あたり工事延長に限りがある。 【今後の見込み】 現場条件が厳しいため工期短縮は困難である												
	判定	A： これまで事業は順調であり、引き続き計画通り確実な完成が見込まれる。 B： 次のいずれか（該当する項目に「○印」を付ける） <ul style="list-style-type: none"> これまで事業は順調である。今後は多少の阻害要因が見込まれるものの、一定の期間等を要すれば、解決できる見通しがあり、ほぼ計画通りの完成が見込まれる。 ○ これまで事業が長期化していたが、事業期間を延長したことにより、今後は阻害要因がなく、ほぼ計画通りの完成が見込まれる。 これまでの事業長期化により、事業期間を延長した。今後も多少の阻害要因が見込まれるが、一定の期間等を要すれば、解決できる見通しがあり、ほぼ計画通りの完成が見込まれる。 C： 阻害要因の解決が困難で、現時点では、事業進捗の目処がたたない。												
		【理由】 毎年着実な開設工事を行うことで全線開通が可能であることから。												
Ⅲ 対応方針														
	継続	中止：上記①～③の評価で一つでもC判定があるもの。 継続：上記以外のもの。												
Ⅳ 事後評価実施の有無と主な評価内容														
	<input checked="" type="checkbox"/> 対象（事業完了後5年目） <input type="checkbox"/> 対象外 【事業完了後5年を越えて実施する理由・対象外の理由】 該当なし。 【主な評価内容】 間伐等の森林整備の状況から事業効果を確認する。													

